

PET核医学認定医制度に関する規程

平成 17 年 4 月 9 日 日本核医学会教育・専門医審査委員会にて決定
平成 21 年 6 月 21 日 日本核医学会教育・専門医審査委員会にて一部改定
平成 26 年 6 月 29 日 日本核医学会教育・専門医審査委員会にて一部改定

目的

PET 核医学診療に優れ、放射性物質の安全取り扱いを含めた PET 検査に関する安全管理に習熟した臨床医を養成し、生涯教育などを通じて診療水準の向上をはかり、社会に貢献することを目的とする。

認証方法

1. 資格

次の 3 項目を満足するものとする。

(1) 3 年以上の核医学経験歴を有していること。

①医師国家試験合格後 3 年以上経過していること。なお、平成 16 年 4 月の初期臨床研修必修化後に初期臨床研修を開始した場合、医師国家試験合格後 4 年以上経過していること。

②医師としての臨床経験が研修医の 2 年間を含んで 3 年以上あること。なお、初期臨床研修必修化後に初期臨床研修を開始した場合、医師としての臨床経験が初期臨床期間の 2 年間を含んで 4 年以上あること。

(2) 5 年以内に開催された日本核医学会春季大会 PET 研修セミナーあるいは日本核医学会が特に認定する PET 研修セミナーに 1 回以上参加するとともに、日本核医学会が実施する PET 核医学認定医試験を受験し合格すること。

(3) 日本核医学会の正会員であること。

(4) 会費を完納していること。

2. 認証審査

(1) 日本核医学会教育・専門医審査委員会で行う。

(2) 認証を求める際には、PET 研修セミナー受講証明書（またはその写し）、試験合格書（またはその写し）および 3 年以上の核医学診断の経験を証明する所定の書類（施設に常勤する核医学専門医による証明が望ましいが、核医学専門医不在時は施設長による証明でも可とする）を提出するものとする。

3. 更新

(1) 更新は 5 年毎とする。

(2) 日本核医学会が認定した PET に関連した研修を受講し、所定の単位を修めなければならない。

4. その他

(1) PET 核医学認定医が核医学専門医の認証を求める場合、日本核医学会専門医教育病院で所定の期間に亘り研修を修めた後、核医学専門医試験を受験し合格しなければならない。